

令和 8 年度 合併記念の森アカマツ適地調査業務 仕様書

産業観光局 京北・左京山間部農林業振興センター

(担当:阪本、中林 TEL 852-1817)

1 業務名

令和8年度 合併記念の森アカマツ適地調査業務

2 業務目的・概要

本業務は、本合併記念の森において、アカマツ林の植栽及び管理に適した場所を選定するため、地形図等を用いて候補地を抽出し、森林作業道の開設及び皆伐・植栽・保育等の作業を効率的に行える事業範囲の計画及び測量を行うものである。

3 業務実施箇所

合併記念の森(京都市右京区京北五本松町西山ほか) 地内

※別紙(業務位置図)のとおり

4 業務内容

(1)机上調査(地形図等による候補地の抽出)

公開されている地形図や本市が提供できる地図等の資料(赤色立体図、森林資源解析情報など)から得られる情報を基に、アカマツ林の植栽及び管理に適した候補地を4箇所以上抽出する。抽出後、速やかに所定の提出書類(6(2))を本市へ提出し、承認を得ること。

情報は、以下の調査項目を必須とし、候補地を抽出すること。

調査項目	確認内容
地形	尾根部又は斜面上部～中腹
斜面の向き	南向き又は日当たりのよい斜面
傾斜	候補地全体が急傾斜地ではなく、森林作業道が開設しやすい場所であり、かつアカマツ林としての管理が比較的しやすい程度の緩傾斜地
現況の林相	アカマツが少ない又はほとんど存在せず、かつスギ又はヒノキが優占している又は含まれている可能性がある林相
まとめり	候補地1箇所の面積が1～2ha 程度 (森林作業道の整備により一体的な施業が可能な近接地は1箇所として取り扱う。)

上記の調査項目、確認内容のほか、アカマツの植栽及び管理に適した候補地として必要な調査項目、確認内容があれば、適宜追加することができる。その場合は、調査項目及び確認内容を追加した根拠を示すこと。

(2)測量業務

ア 現地確認

測量前に前項の(1)で抽出した候補地及びその外縁周辺において、机上調査で得た情報のほか、以下の項目及び測量の想定範囲について確認する。

項目	確認内容
土壌状況(乾湿)	土壌は乾燥傾向で、排水性が良好であること (湿潤環境ではないこと)
土壌状況(肥沃)	他樹種との競争が激しいと予想される肥沃な森林土壌が発達している場所又は岩盤が露出し、森林土壌が全くな いような人工植栽に適さない場所でないこと

前項の(1)と同様に上記の項目のほか、アカマツの植栽及び管理に適した事業地として、現地で確認が必要な項目があれば、適宜追加することができる。その場合は、項目及び確認内容を追加した根拠を示すこと。

イ 事業地の選定

(1)及び(2)アの調査項目等を基に、(1)で抽出した候補地から事業地を2箇所以上選定する。また、各事業地において、アカマツ林の適地として皆伐を実施する範囲を示すこと。

ウ 測量範囲の決定及び測量方法

前項のイで選定した事業地において、アカマツ林の適地として皆伐を実施する範囲及び森林作業道の開設想定線形の測量を以下のとおり実施する。

(ア)測量方法はコンパス(ポケット又はデジタル)又はGNSS測量器によるものとする。

(イ)コンパス測量の許容誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100以内とする。

(ウ)GNSS測量器の許容精度は3メートル以内とする。

(エ)測点は、溪流の地形及び崩壊地形状の屈曲部、縦断勾配の変化点、現況の林相及び樹種等の区域界の変化点に、区間距離20～30m間隔程度で設けるものとする。

(オ)測点に設置する測量杭は、木杭又はプラスチック板杭を使用する。

(カ)起終点及びその前後の測点以外は、標識テープ等を固定する方法に変えることができるものとする

(キ)森林作業道の開設想定線形には、測量杭を設置し、その際の測量杭は区域界の変化点に設置した測量杭とは色等を変えるなどして容易に判別できるようにしておくもの

とする。

(ク)森林作業道については「京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日制定3林第152号京都府農林水産部長通知)」に基づくものとする。

エ 平面図の作成

前項のウの測量結果に基づき、平面図及び測点一覧表を作成する。

平面図の記載項目は、表題、測線、測点、測点番号、方位又は座標値、測量面積とする。表題には、業務名、事業地名、縮尺、測量年月日、測量者を記入する。縮尺は原則1／1,000とし、図面が膨大となる場合はA4用紙に収まる任意の縮尺に変えることができる。面積の単位はhaとし、小数点以下第3位切捨てとする。

(3)留意事項

ア 機械器具は十分に点検調整されたものを使用すること。

イ 打合せ回数は、着手時と中間(測量開始前)の計2回とする。

ウ 中間打合せでは測量のおおまかな範囲を報告し承認を受けること。

5 履行期間

契約の日の翌日から令和9年1月15日まで

6 提出書類

(1)業務開始時

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書(様式1)を提出すること。

(2)机上調査実施後

ア 候補地を示した地形図

イ 候補地別に机上調査の概要を記したもの

ウ 机上調査で使用した資料又は参考文献等の一覧

(3)中間打合せ時

ア 選定した事業地(2箇所以上、アカマツ林の適地として皆伐を実施する範囲を示したものと森林作業道の想定線形を示した地形図

イ 事業地別に調査項目の評価及び選定理由を記したもの

ウ 評価の根拠となった画像や資料等

(4)測量実施後

受託者は、測量実施後、4の(2)のエで作成した平面図及び測点一覧表を提出すること。

加えて、GNSS測量を行った場合は、測点及び測点間を結んだ林相区域界を記録したベクタデータをシェープファイルに変換して提出すること。

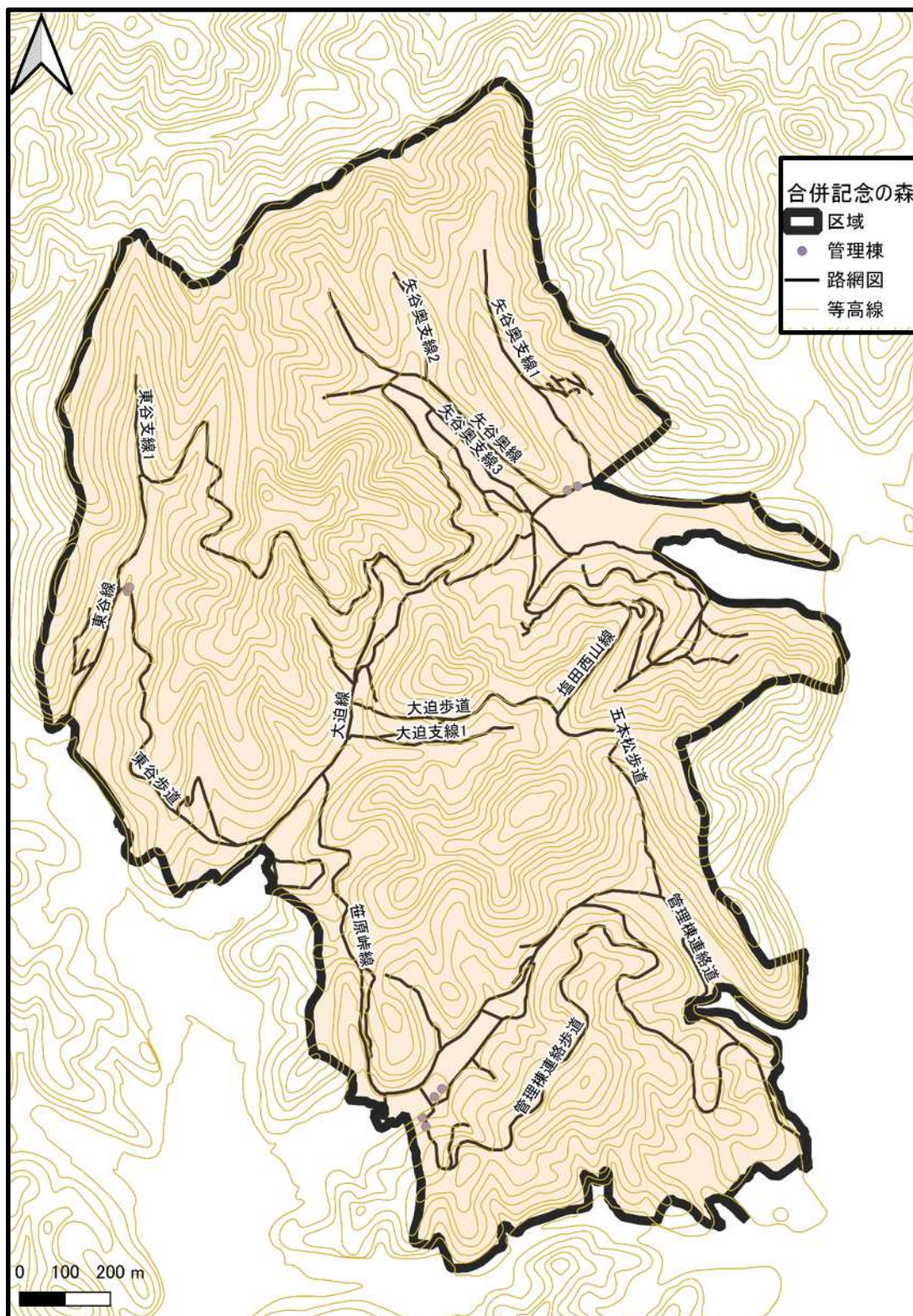
(5)業務完了時

受託者は、業務完了後速やかに以下の資料を提出すること。

- ・業務完了届(様式2)
- ・作業日報(様式3)
- ・業務写真
- ・調査報告書
- ・その他市長が必要とする書類

7 その他

- (1)業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (2)本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (3)受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (4)受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (5)本市は、(4)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (6)本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、本市が指示するものとする。
- (7)業務内容を踏まえた作業員の配置、安全対策に細心の注意を払って実施すること。
- (8)業務の遂行に当たって必要な行政手続き等は、本市と相談のうえ、確実に行うとともに、関係法令を遵守して実施しなければならない。
- (9)本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。
- (10)本業務は、机上調査及び測量前の現地確認の結果によって、測量面積が確定するものであり、本市が想定している測量面積から増減する可能性があることを十分理解して進めることとし、その場合にあっても変更契約を行わない。



様式1

令和 年 月 日

業 務 計 画 書

京都市長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

1 業 務 名 令和8年度 合併記念の森アカマツ適地調査業務

2 業務実施箇所 合併記念の森 地内

3 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

業務	月	月	月	月	月	月

課長	係長	担当

様式2

令和 年 月 日

業 務 完 了 届

京都市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

1 業 務 名 令和8年度 合併記念の森アカマツ適地調査業務

2 業務実施箇所 合併記念の森 地内

3 完 了 日 令和 年 月 日

様式3

作業日報

No_____

[illegible]